

東日本大震災に係る平成31年3月以降の取扱いについて

- ① 原発事故に伴う警戒区域等の被災者等に係る一部負担金等の免除の期限（平成31年2月末まで）については、2020年2月末まで免除を延長。
- ② 原発事故に伴う警戒区域等の被災者等に係る健診・保健指導の費用の還付の期限（平成31年3月までの受診分）については、2020年3月末までの受診分に延長。

※) 原子力災害特別措置法第20条第2項に基づく指示による居住制限区域又は避難指示解除準備区域の設定が解除された地域の上位所得者（平成30年9月の標準報酬月額が53万円以上）は免除対象外。

事 項	免除・還付の対象期間						
	H23/3/11	H24/9/30	H25/3/31	H31(2019)/2/28	H31(2019)/3/31	2020/2/29	2020/3/31
①医療機関・調剤薬局における一部負担金等の支払いの免除 (療養費を除く。)	原発事故関係						
	住居の全半壊等						
②健診・保健指導の費用の還付	原発事故関係						
	住居の全半壊等						

平成30年7月豪雨災害に係る対応について

住宅の全半壊等の被害を受けた加入者に係る一部負担金等の免除の期限（平成31年2月末まで）について、被災状況を鑑みて、2019年6月末まで延長する。

事項	H30(2018)/7/5	H31(2019)/2/28	2019/6/30
医療機関等における 一部負担金等の支払の免除			